

## 学位請求論文審査報告要旨

平成 19 年 2 月 14 日

申請者 ミョーーー

論文題目 植民地下ビルマにおける国民形成

——ビルマ語の成立および歴史・公民教育の普及の観点から

論文審査委員 糟谷 啓介

イ ヨンスク

岩月 純一

### 1. 本論文の構成

ミャンマーは多くの民族集団から成る連邦国家である。少数民族であるビルマ人は人口の約 70%を占め、その他の人口はカチン、チン（以上チベット・ビルマ語系）、シャン、カレン（以上タイ諸語系）、モン、パラウン（以上アウストロアジア語系）などの諸民族から成っている。このような多民族国家においては、文化的な「民族」と政治的な「国民」との間の関係をめぐってさまざまな問題が噴出することはよく知られている。また、植民地支配のもとに置かれていたアジア、アフリカ諸国では、脱植民地化の過程と国民形成の過程が重ならざるをえず、そこから複雑な問題が生じてきた。たとえば、独立国家獲得後に多数派民族の言語を公用語として指定することは、少数民族にとっては政治的・社会的な不利益に結びつきかねない。また、少数民族が少数民族を圧迫してきた歴史を学校教育のなかでどのように教えるかは、国民教育の観点から見ても重要な争点となりうるであろう。それでは、多民族国家ミャンマーにおいて、国民形成はどのような過程を経てなしつけられたのであろうか。これが本論文の最大の目的である。そのために著者は、言語、歴史教育、公民教育という三つの視点を設定して、多民族国家としてのミャンマー連邦における国民統合の思想的基盤と歴史的過程を、植民地統治時代にまでさかのぼって解明することを目指す。

本論文で使われた用語に関して説明すると、王朝時代は「王朝ビルマ」、植民地時代は「英領ビルマ」、独立以降は「ミャンマー」という呼称がそれぞれ使用される。また、「ビルマ」は民族的概念として、「ミャンマー」は国家・国民を指す政治的概念として用いられる。したがって、「ミャンマー連邦」は、ビルマ民族を含む多民族の統合によって形成された国家を指す。本論文の分量は、A4 版で本文 202 ページ、参考文献・資料 12 ページ、総頁数は 214 ページである。

本論文の構成は以下の通りである。なお、節以下の見出しあり省略した。

### 序章

#### 第 1 章 ビルマ人の南方移動

##### 第 1 節 王朝時代ビルマ人の南方移動

- 第2節 植民地時代ビルマ人の南方移動
- 第3節 植民地時代までのビルマ語の背景
- 第2章 植民地ビルマのナショナリズム運動による国民(Nation)形成
  - 第1節 自治を目標とする初期の運動
  - 第2節 「我らのビルマ運動」(We, Burma Association)
  - 第3節 独立前夜 AFPFL の民族統合
  - 第4節 「ミャンマー連邦」の結成
- 第3章 ビルマ語による国民の形成
  - 第1節 英領ビルマの出版の台頭
  - 第2節 民族教育とビルマ語の普及
  - 第3節 ビルマ語による国民形成
- 第4章 植民地時代の歴史・公民教育による国民形成
  - 第1節 植民地時代の歴史教科書
  - 第2節 植民地時代の民族教育と公民教科書
- 第5章 独立期の歴史・公民教育による国民形成
  - 第1節 独立期の歴史教育による国民形成
  - 第2節 独立期の公民教育と国民形成
- 終章
- 引用・参考文献

## 2. 本論文の概要

序章では、国民形成に関する先行研究を跡づけた後、ミャンマー史への国民形成の概念の適用、研究方法、用語の定義についての説明が述べられる。

第1章では、植民地ビルマにおける民族分布を理解する前提として、王朝時代以降のビルマ人の南方移動のありさまが叙述される。中国南部を発祥の地とするビルマ人は、9世紀までにはミャンマー中央部にまで南下し、11世紀には第1次ビルマ王国を建設した。第2次ビルマ王国の時代にはミャンマー南部のペグーが都となった。第3次ビルマ王国時代にはミャンマー南部を王国軍が完全に制圧して支配下においた。さらに植民地時代初期には、経済的理由から多くのビルマ人が南部ミャンマーに移住した。この結果、植民地政府の指定した管区地域では、多数派のビルマ人と他民族が混住している状態であった。

第2章では、植民地時代における民族運動の展開が論じられる。ビルマ王国はイギリスとの3度の戦争での敗北を経て、1886年にイギリス植民地統治下に置かれた。ビルマは英領インドのなかの州に編入されたが、平野部の「管区地域」と山岳地帯の「辺境地域」が分割して統治された。英領ビルマの民族運動は、初期には「青年仏教徒連盟(YMBA)」が指導したが、1920年代以降は「ビルマ人団体総評議会(GCBA)」が、1930年代後半からは「われらビルマ協会」通称「タキン党」が指導的立場にあった。YMBAの目標は、仏教に根ざしたビルマの伝統文化を守り、社会秩序を維持することにあった。その意味で、初期の活動は文化的啓蒙の域を脱しなかったが、1920年代初期からは政治的方向性も芽生え、その

なかから GCBA が結成された。GCBA の目的のひとつは、英領インドにならってビルマにも自治政府を導入することにあった。しかし内部での路線対立が原因となって、政治的影響力は減退した。また、GCBA は独立を目標に掲げてはいなかった。GCBA に代わって 1930 年代から民族運動の中心を担ったのが「われらビルマ協会」別名「タキン党」である。タキン党は明確に独立を目標に掲げ、少数民族を統合したかたちでのビルマ国家樹立を目指した。そして、労働運動、農民運動への支援を通じて勢力を拡大していった。第二次世界大戦後には、このタキン党の理念に基づいて、ビルマ人と諸民族指導者の合意が図られ、管区地域と辺境地域を合併した連邦国家が建設された。こうした叙述を通じて、植民地時代から独立直前までの政治理念が独立後の国民形成に大きな影響を及ぼしたことが明らかにされる。

第 3 章では、現代ビルマ語における書きことばの形成過程が論じられる。ビルマ語の書きことばの確立に大きな役割を果たしたのが、新聞雑誌などのジャーナリズムであった。1870 年代以降イギリスからニュースが直接配信されるようになり、多数の新聞が刊行された。第一次世界大戦後はビルマ語の新聞を独自に出版する動きが強まった。その一方、文学においては王朝時代の文章規範から離れられない状態が続いたが、1920 年代初めからヤンゴン大学の教員と学生たちが、口語文体による散文作品を書く試みを開始した。その背景には、ヤンゴン大学学生が中心となって行った「アミョーター教育（民族教育）」がある。

「アミョーター教育」においては民衆への啓蒙活動が目的とされたため、ビルマ語が教育言語として採用され、ビルマ語で執筆された教科書が作られた。1930 年代後半には、話すことばに基づく文体が一般メディアにも浸透し、現代ビルマ語の地位を高めた。独立後にビルマ語は公用語の地位に就き、それとともに教育言語として指定された。このように現代ビルマ語の地位が確立することを通じて、国民を支える言語面での制度化が進められた。

第 4 章では、植民地期における歴史教育、公民教育が論じられる。著者は、上述のアミョーター学校で用いられた歴史教科書、公民教科書をとりあげ、歴史教育と公民教育を通じてどのような「国民」像が作り上げられているかを分析した。1920 年代の歴史教育は、伝統的なビルマ王朝史を基本にして、ビルマ人の民族意識を高めることを目的としている。王朝時代は植民地統治と対比されて、ビルマ人の歴史的繁栄の時代として回顧され、国王と王国の強大さと価値が評価されている。とくに注目されるのは、国王が体現する「運命（Bon）」の力と王国の存亡との間に直接の関連を見ている点であり、ビルマ人の歴史的同一性が国王と王国によって支えられていることを強調した記述となっている。公民教育においては、ビルマ人自身の手による自治行政の確立のために、公民知識を身に付けた国民の育成が目指されているが、そこで教えられる政治理念はイギリスに範をとったものである。また、そこでは近代的公共生活の網羅的な説明が行われている。

第 5 章では、前章と対比するかたちで、独立期における歴史教育と公民教育のありかたが論じられる。ここでも当時用いられた歴史教科書と公民教科書がとりあげられ、分析される。植民地期の歴史教科書が基本的にはビルマ王朝史の観点から書かれ、そこでは国内におけるビルマ人の優越性が描かれることさえあったのに対して、独立期の歴史教科書は、当時の基本理念であった民族統合の視点から書かれている。こうして、ビルマ民族の起源

そのものの多様性が述べられるとともに、ビルマ王国は多民族が共存していた多民族社会であったことが強調される。もちろん、ビルマ王朝時代の繁栄が描かれることには変わりはないが、その視点は社会経済的発展と多民族の統合にある。公民教育においては、土着の現地人だけでなく、国民になろうとする意志をもてば、誰でも国民になれることが強調されている。著者の見方によれば、このような国民概念には、ミャンマー連邦における民族統合の理念が反映していると考えられる。また、1947年憲法に結実する国民の義務と権利が具体的に述べられ、植民地から脱却した国民国家のあり方が明確にされている点、さらに国際社会に対するミャンマーの位置が描かれている点も、植民地時代の公民教科書との大きな違いである。しかしやはり最大の違いは、独立ミャンマーを多民族から構成された連邦国家として規定している点にある。こうして見ると、独立期の歴史教科書、公民教科書に描かれた「国民」像は、当時の政治理念である連邦制と多民族の統合によって支えられていることが明らかとなる。

終章ではこれまでの議論をふりかえり、現代ミャンマー連邦の国民形成が、植民地期から独立期までの国民理念の変遷を基本とし、1930年代に確定した現代ビルマ語を媒体とし、歴史・公民教育を通じた共通認識を作り出すことで進められたことが要約される。

### 3. 本論文の成果と問題点

本論文の成果は以下の点にある。

- (1) ミャンマーの多民族統合と「国民」概念の形成過程について総合的に取り組んだ研究はこれまでにほとんど見当たらない。その点で本論文は大きな学術的価値を有する。
- (2) 国民形成の前提として近代（口語）ビルマ語の成立の必要性を指摘し、その過程を記述したこと。とくに、アミョーター教育で行われた民族教育に大きな役割を認め、それが後の民族運動を推進する動因となったことを明らかにしたことは大きな成果である。
- (3) 植民地期と独立初期のビルマ語の歴史・公民教科書を詳細に紹介、分析し、時代ごとの「国民」像、「歴史」像の違いを具体的に明らかにしたこと。とくに、植民地期と独立期の間で、民族統合の問題をめぐって大きな転換があったことを証明したことは、本論文の最大の成果であるといつてもよい。また、これらの資料はきわめて貴重な種類に属しているため、使用した資料の点から見ても本論文の価値は大きい。
- (4) ミャンマー本国が研究という面で困難な状況にあることを考えると、国外で新しい視角に基づく研究成果をあげたことには大きな意義がある。

しかし本論文には以下のような問題点も見られる。

- (1) 「国民形成」の定義が、知識人によるイデオロギー・思想の形成なのか、その普及による「国民意識」の広がりをさすのかが明確に示されていない。そのため「国民意識」の実態の解明が不十分に終わっている。
- (2) アンダーソン、ゲルナー以降の国民国家論の先行研究と、本論文がとりあげたミャンマーのケースとの連関が十分に示されているとはいえない。そのため、ミャンマーにおける国民形成の独自性がどこにあるのかが、わかりにくい箇所が見られる。

- (3) 文語ビルマ語から口語ビルマ語への変化の説明に具体性が足りないため、語彙や文体の面でどのような変化があったのかが必ずしも明確に示されていない。
- (4) 教育内容や教育課程についての分析が行なわれてはいるが、教育の普及の実態（地域・管区ごとの就学率、同時代の報告書や後年の回顧録などから復元される具体状況）についてまでは分析が及んでいないため、教育の受容者である民衆側での反応が見てこないいうらみがある。ただし、これは資料的制約があるためやむをえない点もある。
- (5) 叙述の問題として、ミャンマー史に関する記述に重複が見られる。

けれども、著者自身もこれらの課題をはつきりと認識しており、それによって本論文の優れた成果が損なわれるものではない。ミャンマーという国を対象として、国民国家形成を論じるという試みそのものが画期的であり、大きな学問的意義が認められる。とくに口述試験において、論述に不明確さや不十分さが残った箇所については、明確で適切な説明がなされたことが印象的であった。著者がさらに研究を発展させられる力量をもつことは、本論文が十分に証明している。著者のこれから学問的発展が大いに期待される。

#### 4. 結論

以上の審査結果に鑑み、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条1項の規定により一橋大学博士（学術）の学位を受けるに値するものと判断する。

最終試験結果の要旨

平成 19 年 2 月 14 日

論文審査担当者

糟谷 啓介

イ ヨンスク

岩月 純一

平成 19 年 1 月 26 日、学位請求論文提出者ミョーウー氏の論文および関連分野について本学学位規則第 4 章条第 1 項に定める最終試験を行なった。本試験において、審査員が提出論文「植民地下ビルマにおける国民形成——ビルマ語の成立および歴史・公民教育の普及の観点から」に関する疑問点について逐一説明を求め、あわせて関連分野についても説明を求めたのに対し、ミョーウー氏はいずれも十分かつ適切な説明を与えた。

よって審査員一同は、ミョーウー氏が学位を授与されるに必要な研究業績および学力を有することを認定し、最終試験での合格を判定した。